

ていしゅつ いけん たい とちぎけん かんが かた
提出意見とそれに対する栃木県の考え方

とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんじょうれい
「栃木県障害者差別解消推進条例の

いちぶかいせい あん たい いけんぼしゅう おこな
一部改正（案）」に対する意見募集を行った

けっか めい かた けい けん ごいけん
結果、1名の方から計1件の御意見をいた

だきました。きちょう ごいけん
貴重な御意見ありがとうございました。
いしました。

ていしゅつ ごいけん じゅうぶんけんとう うえ
提出された御意見を十分検討の上、そ

たい けん かんが かた つぎ
れに対する県の考え方を次のとおりまとめ
ました。

こうもく
○項目

しゃかいてきしょうへき じょきよ ごうりてきはいりよ
社会的障壁の除去のための合理的配慮

について

いけん ないよう
○意見の内容

しゃかいてきしょうがい じょきよ ごうりてきはいりよ
(社会的障害の除去のための合理的配慮)

だい じょう
第13条

りやく
2 略

ぎょうせい けんみんおよ じぎょうしゃ かくぶしょ
3 行政、県民及び事業者は、各部署に

かんれん ぎょうむ じぎょう ふく おこな
関連する業務（事業を含む）を行うに

あ げん あき きやつかんできかんでん
当たり、現に明らかに客観的観点から

はんだん しゃかいてきしょうがい じょきよ ひつよう
判断しても、社会的障害の除去を必要と

ばあい か とうがいしょうがいしゃ
している場合、且つ当該障害者からの

い しひょうめい ひつよう ばあい
意思表示が必要となった場合、コミュニ

とく
特にコミュニケーション能力の十分で

しょうがいしゃ たと せんえんせい いしきしょうがいしゃとう
ない障害者（例えば遷延性意識障害者等）

ばあい りゅうい ひつよう
の場合には、留意が必要なことは、

い すで ほんにん
言うまでもないが、既に本人のコミュニケ

のうりよく ひ だ ほうほう かいほつ
ーション能力を引き出す方法が開発され

じつよう たすう かぞくとう しゅうとく
ており、実用レベルで多数の家族等も習得

とうじしゃ いし てきぎかくにん
し、当事者の意思を適宜確認している。

したが ほうりつ しこう じっし かんりかんとく
従って、法律の施行、実施、管理監督に

かんれん きかん けんみんおよ じぎょうしゃ
関連する機関、県民及び事業者はコミュニ

のうりよく じゅうぶん しょうがいしゃ
ケーション能力の十分ではない障害者

だい しゃ つうやく せつなてき いちじてき
を、第三者による通訳を、刹那的、一時的、

ちよっかんてき かんねん ほんだん かく
直感的な観念で判断されるべきでなく、各

コミュニケーションツールの開発経緯、

実際の普及状況等を総合的観点より判断

することが大切である。

それは「全ての障害者によるあらゆる

人権及び基本的自由の完全かつ平等な

享有を促進し、保護し、確保すること並び

に促進すること」に違反しないため、権利

条約の障害者の目的でもある。

更にまた権利条約では障害者には

「長期的な、身体的、精神的、知的又は

かんかくてき きのうしょうがい さまざま しょうへき
感覚的な機能障害であって、様々な障壁

そうごさよう ほか もの びょうどう
との相互作用により他の者との平等を

きそ しゃかい かんぜん こうかてき さんか
基礎として社会に完全かつ効果的に参加す

ゆう もの ふく うた
るものを有する者を含む」と謳われている。

まん いち とうじしゃ しんらい だい
なお、万が一、当事者が信頼している第3

しゃ つうやく でんたつないよう せいとう りゆう
者の通訳による伝達内容に、正当な理由な

ぎぎも じょうきけんりじょうやく
く、疑義を持つことは、上記権利条約に

めいき しょうがいしゃ こゆう そんげん むし
明記された障害者の固有の尊厳を無視し、

しゃかいてきしょうがい じょがい ふとう
社会的障害を除外するどころか、不当な

さべつてきあつか ぞうだい
差別的扱いを増大させることになる。

けんみん
県民にわかりやすく伝えられるよう、工夫

ふきゆうけいはつ おこな まい
しながら普及啓発を行って参ります。